

学校法人 鎌倉女子大学 『公益通報に関する規程』

(目的)

第1条 本規程は、公益通報者保護法に基づき、学校法人鎌倉女子大学（以下「法人」という）における公益通報者の保護と公益通報の処理に関する必要な事項を定める。

(公益通報の定義)

第2条 本規程に定める公益通報とは、法人の職員（派遣契約その他契約に基づき法人の業務に従事する者を含む。以下同じ）又は通報の日前1年以内に職員であった者及び役員が、法人の業務に関し組織的又は個人的な不正行為等により法令違反が生じ、若しくは生じようとしている事実を通報窓口又は当該通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関等に通報することをいう。

(総括責任者)

第3条 法人における公益通報の処理に関する総括責任者は、総務部長をもって充てる。

2 総務部長が通報の被申立人となった場合は、本規程に定める職務は理事長の指名する者が代行するものとする。

(通報窓口)

第4条 法人における公益通報及び公益通報に関する相談を受け付ける窓口を総務部総務課に設置する。

(通報の方法)

第5条 通報の方法は、書面、電子メール、ファクシミリ、電話及び口頭による。

(通報の受付)

第6条 通報窓口において公益通報を受け付けた場合は、速やかに総括責任者へ報告するとともに、当該通報者に通報を受け付けた旨を通知しなければならない。

2 前項の公益通報を受け付ける際、通報事実を確認できる資料等の提出を当該通報者に求めることができる。

3 第1項の規定により報告を受けた総括責任者は、その内容を理事長に報告しなければならない。

(通報への対応)

第7条 総括責任者は、公益通報の受け付け後速やかに通報内容に係る調査の必要性の有無、その他通報に関する対応を決定し、当該通報者に通知しなければならない。この場合において、調査を実施しないときはその理由を併せて通知しなければならない。

2 調査を実施する場合は、必要に応じて調査委員会を設置することができる。

3 前項の調査委員会の構成員は、理事長がこれを決定する。

4 当該通報の内容において高度の専門性を要すると理事長が判断した場合は、外部の有識者に意見を求めることができる。

(調査の実施)

第8条 総括責任者及び調査委員会は、調査対象部署及び関連部署の職員に対し、調査の実施のために必要な帳票及び資料の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。

2 調査対象部署及び関連部署の職員は、前項の規定による調査に関する協力の要請があった場合は、正当な理由がある場合を除いてこれに応じなければならない。

(遵守事項)

第9条 総括責任者、通報窓口職員及び調査委員会構成員は、公益通報に関する職務の遂行に当たって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公益通報者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害してはならない。
- (2) 公平公正の理念に基づき、すべて事実に基づいた調査をしなければならない。
- (3) 公益通報者個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除きその秘密を保持しなければならない。
- (4) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩してはならない。

2 総括責任者、通報窓口職員及び調査委員会構成員は、その職を離れた場合においても前項第3号及び第4号の規定を遵守しなければならない。

(報告)

第10条 総括責任者は、調査を開始後適宜その進捗状況を理事長に報告するとともに、調査を終了した後直ちにその結果を理事長に報告しなければならない。

(是正措置)

第11条 理事長は、法令違反行為の存在が確認された場合は、遅滞なくその是正措置及び再発防止策を講じなければならない。

2 前項の措置が講じられた場合は、当該公益通報者に対してその措置の内容を通知し、必要に応じて関係行政機関に当該調査、是正措置等に関し報告を行うものとする。

(被通報者等への配慮)

第12条 前条第2項の規定により公益通報者に通知するときは、被通報者及び当該調査に関わった者の名誉、プライバシーを侵害しないよう配慮しなければならない。

(公益通報者の保護)

第13条 公益通報者に対して、公益通報者保護法その他関係法令を遵守し、公益通報をしたことを理由に解雇、労働者派遣契約の解除、減給、降格その他不利益な取扱いを行ってはならない。但し、公益通報者が不正な目的をもって通報等を行った場合はこの限りでない。

(不正目的の通報禁止)

第14条 通報者は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報若しくは不正に利益を得る目的及び法人又は第三者に損害を加える等その他不正な目的をもって通報を行ってはならない。

2 前項の通報を行った者に対しては、就業規則に基づき厳正な処分を行う。

(事後確認)

第15条 総括責任者は、是正措置を行った後、次の各号に掲げる事項について確認をしなければならない。

- (1) 法令違反行為の再発の虞がないこと。
- (2) 是正措置及び再発防止策が統制機能及び牽制機能を果たしていること。
- (3) 公益通報者に対する不利益な取扱いや不当な干渉が行われていないこと。

(所管)

第16条 本規程の所管は、総務部総務課とする。

附 則

本規程は、平成 21 年 4 月 1 日から制定し、施行する。

2 本規程は、平成 28 年 4 月 1 日から改定し、施行する。

3 本規程は、令和 4 年 6 月 1 日から改定し、施行する。